



鳥取県建設工事の破壊検査について（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成4年4月14日

受管第12号
平成4年4月14日

各市町村長殿

鳥取県土木部長

鳥取県建設工事の破壊検査について（通知）

鳥取県建設工事執行規則第1条に規定する建設工事の出来形及び品質の検査において、外部からの観察、写真等によることが困難な場合、破壊検査を行うこととしてありますが、平成4年4月1日以降の検査から別表4により行うこととしたので参考にしてください。

別表第4 破壊検査

工種	破壊方法	破壊基準	備考
1 ブロック積工	抜ブロック	250m ³ 未満 行わない 250m ³ 以上 1,000m ³ 未満 1か所 1,000m ³ 以上 2か所	ブロック張工、石積工、石張工及び化粧ブロックは行わない。
2 砂防ダム等 本堤、垂直壁 及び帶工	せん孔注水	打継ぎ目箇所を行う 5リフト未満 1か所 5リフト以上 10リフト未満 2か所 10リフト以上 3か所 過年度施工の上に打継ぐ場合は、その箇所1か所を追加する。	せん孔位置は人端からでも法面からでも良い せん孔深は旧コンクリートに20cm程度貫入させ全孔長50cm以上
3 頭首工	せん孔注水	堰頂部、阻水壁、導流壁、各1か所	せん孔深は、コンクリート厚の8割

検査員が必要と認めた場合は、上記以外でも破壊検査を行うものとする。